# 令和８年第 11 回国立大学法人旭川医科大学役員会 議事要旨

１．日　時　：令和８年 10 月 14 日（水）16 時 00 分～17 時 37 分
２．場　所　：学長室
３．出席者　：西川 祐司学長、奥村 利勝理事、東　信良理事、佐古 和廣理事
４．欠席者　：辻 泰弘理事
５．陪席者　：吉崎 敏樹監事、村木 一行監事、川辺 淳一副学長、藤谷　幹浩副学長、
牧野　雄一副学長、西條　泰明副学長、梶原　修副学長、
髙橋事務局次長（総務・教務担当）、小島総務課長、佐藤人事課長、木村財務課長

議事に先立ち、西川学長から、令和８年第９回役員会（令和８年９月９日開催）及び第 10 回役員会（書面審議）の議事要旨が諮られ、これが了承された。

**議題**

**１．国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和８年度）について**

西川学長の発議の後、小島総務課長から資料 1-1～1-3 に基づき、次の説明があった。

・国立大学法人ガバナンス・コードに係る本学の適合状況等については、毎年度 10 月末までに報告書を作成し公表することとされていること。
・令和８年度の適合状況等については、令和８年８月 18 日開催の大学運営会議において審議・了承済みであり、その後、経営協議会及び監事から意見を求めた結果、監事から意見が提出されたこと。
・監事からの意見を反映した報告書案を作成し、令和８年９月 29 日開催の大学運営会議において改めて審議・了承を得たこと。
・資料 1-1 は本学ホームページに公表する報告書案であり、監事から基本原則 2 及び基本原則 3 に関する意見を掲載していること。
・資料 1-2 は、国立大学法人ガバナンス・コードの全原則に対する本学の実施状況を取りまとめたものであること。
・資料 1-3 は今後のスケジュールを示したものであり、本役員会において了承が得られた場合は、経営協議会及び監事への報告を経て、令和８年 10 月末までに本学ホームページで公表する予定であること。

審議の結果、原案どおり了承された。

なお、佐古理事から、監事からは本学の取組に対して前向きな評価や今後への期待が示されており、全体として適切な内容であるとの発言があった。

**２．大学病院改革プランの更新について**

西川学長の発議の後、小島総務課長から資料２に基づき、次の説明があった。

・大学病院改革プランは令和６年６月に策定したものであり、現在公表しているプランは令和７年 11 月に字句修正等を行ったものであること。
・令和８年度に採択された大学病院機能強化推進事業（いわゆる「5 億円事業」）につい

て、事業内容及び達成目標を改革プランに反映することが採択要件とされていることから、今回これらの内容を追記したこと。併せて、各種実績データを最新の内容に更新したこと。

・修正案については、病院点検チーム（病院長、副病院長及び事務局次長（財務・病院担当））の確認を経て、令和 8 年 9 月 30 日開催の病院長補佐会議において承認されていること。

・主な修正内容として、旭川市地域医療体制に関する検討会への参画、北海道との連携協力協定の締結、大学病院機能強化推進事業の概要及び KPI の掲載、中頓別町との連携による看護師特定行為研修推進モデル事業の追記、富良野地区におけるリレー式医師派遣の実施状況の追記、長時間労働医師数の実績値の掲載並びに医療 DX 導入計画の更新を行ったこと。

・このほか、年代表記の統一等の字句修正を行うとともに、改革プラン概要版についても本文の修正内容に合わせて更新したこと。

・役員会の了承を得た後、病院ホームページで公表する予定であること。

続いて、奥村理事から、富良野協会病院から帯広厚生病院への医師派遣について質問があり、藤谷副学長から、帯広地区の診療体制確保のため、富良野地区からの派遣及び本学からの派遣により対応している旨の説明があった。

また、佐古理事から、専門医資格取得者数の推移の要因について質問があったほか、特許取得実績について本学の規模に照らして評価できるとの発言があった。また、病棟稼働率に係るグラフについて、より分かりやすい表示方法を検討してはどうかとの意見があり、併せて長時間労働医師数の推移について発言があった。これに対し、東理事から、専門医資格取得者数については、この 2 年程度の間に多くの新教授を迎えた状況であり、医師育成のサイクルが変化している影響も考えられるため、今後の推移を注視する必要があるとの発言があった。

さらに、村木監事から、収支計画における令和 7 年度の数値について、見込額ではなく実績額へ修正すべき旨の意見があり、木村財務課長から、本日の財務諸表承認後に実績額へ修正する旨の説明があった。

また、東理事から、改革プランの策定及び更新を通じて大学病院の取組内容が充実してきている旨の発言があった。

審議の結果、本日の意見を踏まえた一部修正を行った上で、大学病院改革プランを公表することが了承された。

## ３．旭川医科大学旅費規程及び旅費細則の一部改正について

西川学長の発議の後、木村財務課長から資料 3 に基づき、次の説明があった。

・令和 7 年 4 月 1 日に施行された国の旅費法改正を受け、本学においても旅費制度の見直しを行うものであること。

・移転料（引越料）については既に改正済みであり、今回は日当、宿泊料及び食卓料等に係る改正を行うものであること。

・日当については、国の制度改正に合わせて昼食代相当分を支給対象から外す一方、用

務地内における交通費及び諸雑費については、出張者及び事務部門双方の負担軽減のため、引き続き定額支給とすること。また、職階区分を廃止し、国内日当を一律 2,200 円とすること。

・宿泊料については、現行の定額支給を基本としつつ、宿泊料金の高騰に対応するため、一定の上限額までは領収書の提出により実費支給を可能とし、上限額を超える場合は申請書及び領収書により経済性を確認した上で支給する仕組みに改めること。

・宿泊料及び食卓料については、職階区分を現行の 4 区分から「役員」と「役員以外」の 2 区分に簡素化し、道内他大学の運用状況等を踏まえた単価設定とすること。

・長期滞在時の日当等の減額規定及び移動距離に応じた旅行日数の上限規定については、現状に即していないことから廃止すること。

・改正後の規定は令和 9 年 4 月 1 日以降に出発する旅行から適用する予定であること。

・本件については、大学運営会議及び経営協議会において了承を得ているほか、職員過半数代表者に対する意見聴取を実施した結果、特段の意見はなかったこと。

審議の結果、原案どおり了承された。

なお、西川学長から、宿泊料については実費支給制度を活用しながら適切に運用していく旨の付言があった。

**４．慶弔費取扱要項の一部改正について**

西川学長の発議の後、木村財務課長から資料 4 に基づき、次の説明があった。

・現行の慶弔費取扱要項に規定する記念品については、一般的な慶弔金の定義から外れるものであり、他大学においても慶弔費の一部として取り扱っている例は見当たらないこと。

・記念品をより幅広く柔軟に贈呈できるようにするため、慶弔費取扱要項から記念品に関する規定を分離し、新たに記念品取扱要項を制定すること。

・これに伴い、慶弔費取扱要項第 3 に規定する支出項目から記念品を削除するとともに、第 6 の記念品に関する規定を削除すること。

・現行要項第 9 に規定する「本要項の改廃は役員会の議を経るものとする」との規定については、他の学内内規の取扱いとの均衡を図る観点から削除すること。

・本要項制定以降、要項に反する支出は確認されておらず、適正な運用が継続されていることから、役員会における改廃手続を要しない取扱いとすること。

・特別慶弔費については、引き続き大学運営会議に諮る運用を継続すること。

・記念品取扱要項については、令和 8 年 10 月 13 日開催の大学運営会議において了承済みであり、本役員会の審議対象ではないこと。

続いて、西川学長から、慶弔費取扱要項の改廃について役員会の議を必須としなくても、内部統制及び監査体制により適切なチェックが可能である旨の発言があった。

これに対し、佐古理事から、現行の運用に特段の問題はなく、適正に運用されているとの発言があった。

審議の結果、原案どおり了承された。

## ５．公益通報者保護規程の一部改正について

西川学長の発議の後、小島総務課長から資料 5-1～5-3 に基づき、次の説明があった。

・消費者庁が実施した調査結果を踏まえ、公益通報者保護規程、公益通報調査委員会細則及び公益通報評価委員会細則の改正を行うものであること。
・今回の改正は、公益通報者保護法に基づく指針において求められている事項を学内規程上に明文化するものであり、現行の制度及び運用を大きく変更するものではないこと。
・是正措置後のフォローアップ、通報者に対する救済・回復措置、通報者探索の禁止、守秘義務違反や不利益取扱いに対する措置、制度周知、通報・相談窓口の機能の明確化、公益通報体制の評価・点検及び運用実績の周知等について、規程上明文化すること。
・これらの改正は、公益通報制度の適切な運営及び通報者保護の実効性向上を図ることを目的とするものであること。
・消費者庁の指針において公益通報対応業務を行う組織及び責任者を明確に定めることが求められていることから、公益通報対応業務を総括する「公益通報総括責任者」を設置すること。
・改正後は、公益通報総括責任者が通報の受付から調査対応までを総括し、学長は調査結果に基づく是正措置の決定、通報者に対する救済・回復措置及び公益通報者保護に反する行為を行った職員に対する懲戒処分等を担当することとし、それぞれの役割を明確化すること。
・改正内容については、事前に消費者庁と協議を行っており、国の指針に沿った適切な内容であることを確認していること。

続いて、西川学長から、公益通報総括責任者、公益通報調査委員会及び公益通報評価委員会の体制について質問があり、小島総務課長から、調査委員会及び評価委員会の副学長は異なる者が担うことを想定しており、公益通報総括責任者は両委員会の構成員としない考えである旨の説明があった。

また、奥村理事から、消費者庁との協議を経て作成された改正案であることから、本案により運用すべきとの発言があった。

これに対し、西川学長から、実際に公益通報があった際に円滑に対応できるよう、運用方針についてあらかじめ整理しておく必要があるとの発言があった。

審議の結果、原案どおり了承された。

## ６．呼吸器・乳腺外科の分野新設とこれに伴う外科学講座再編について

西川学長の発議の後、資料 6 に基づき、次の説明があった。

・外科学講座における教育、研究及び診療体制の充実を図るため、呼吸器・乳腺外科学分野を新設するとともに、外科学講座の再編を行うこと。
・心臓大血管外科学及び血管外科学については、それぞれの専門性や教育研究上の特性を踏まえた体制とすること。
・小児外科学については、消化器・移植外科学との連携を強化するため、同分野に所属する体制へ移行すること。

・本再編については、関係する教員間で協議を行い、理解を得ながら進めていること。
・今後、呼吸器・乳腺外科分野の教授選考を進める予定であること。

続いて、西川学長から、心臓大血管外科学と血管外科学を分ける理由について質問があり、東理事から、両者は診療、教育及び研究の内容が大きく異なることに加え、血管外科学は本学において長年培われてきた伝統と実績を有する専門分野であることから、それぞれを独立した分野として位置付けることが適当である旨の説明があった。

また、西川学長から、小児外科学を消化器・移植外科学へ移行することについて、外科内で十分なコンセンサスが得られているか確認があり、東理事から、関係教員との協議を重ねた結果、既に了解を得ている旨の説明があった。

さらに、東理事から、小児外科、呼吸器外科及び血管外科はそれぞれ専門性が大きく異なり、他大学においても独立した診療分野として運営されていることから、本再編により各分野の専門性をより発揮できる体制となる旨の説明があった。

これに対し、西川学長から、大学及び本学病院全体にとって最も効果的な教育・研究・診療体制を構築する観点から本再編を進める必要があるとの発言があった。

また、東理事から、本再編により各分野における研究活動や大学院教育の充実に加え、基礎講座との連携強化も期待できる旨の発言があった。

さらに、西川学長から、小児外科については将来的な発展の可能性も見据える必要があるとの発言があり、東理事から、小児外科は高度な専門性を有し、道北地域の小児医療を支える重要な診療分野であることから、その機能の維持及び人材育成が重要である旨の説明があった。

これに関連し、佐古理事から、小児外科は急性期総合体制加算の施設基準にも関係する重要な診療領域であり、診療体制の維持に加え、将来を担う後継者の育成が必要であるとの発言があった。

続いて、西川学長から、本再編後の講座名称、臨床実習体制及び運営体制等については、関係教員間で十分に調整を進めるよう要請があった。

また、西川学長から、本再編に係る資料については前回提示時から一部内容に変更があることから、横尾教授、宮城病院教授をはじめとする関係教員に改めて内容を確認してもらうよう要請があった。

審議の結果、原案どおり了承された。

**７．臨床医学系助教採用時における学位要件及び臨床医学系教員の学位取得について**

西川学長の発議の後、資料７に基づき、次の説明があった。

・本学の研究力強化を図るため、臨床医学系助教採用時における学位要件及び臨床医学系教員の学位取得に関する方針を定めること。
・臨床医学系教員については、診療及び教育に加え、研究活動を担う大学教員として研究力を備えることが重要であること。
・一方で、診療業務の特性等により研究活動の実施が困難な講座等もあることから、学位取得や研究活動に対する支援体制の充実を図る必要があること。
・今後は、本方針に基づき、研究活動及び学位取得の促進に取り組むこと。

続いて、西川学長から、本学の研究力向上のためには教員が研究に対する意識を持つことが重要であり、研究活動が困難な分野については大学として支援を行っていく必要があるとの発言があった。

これに対し、佐古理事から、講座の研究実績は教授の方針やマネジメントの影響を大きく受ける側面があり、過去には研究活動や科研費獲得で実績を上げていた講座もあることから、人材確保を含めた講座運営の在り方も重要であるとの発言があった。

また、佐古理事から、講座雇用の教員と病院雇用の教員に区分し、それぞれに応じた役割や基準を設けることも考えられるのではないかとの意見があった。

これに対し、西川学長から、過去には病院助教に相当する職を設け、教員とは別の身分とする制度も検討したが、適当ではないと判断した旨の説明があった。

さらに、佐古理事から、病院雇用であっても教員としての身分は維持すべきであり、研究を重視する教員と診療を主たる業務とする教員については、それぞれの役割に応じた運用を検討する余地があるとの発言があった。

これに対し、東理事から、診療を主たる業務とする教員についても大学病院において重要な役割を担っており、そのような教員が存在すること自体に大きな意義がある一方で、その中から研究活動に取り組む教員も必要であるとの発言があった。

また、佐古理事から、診療、教育及び研究の役割については兼務・兼任を含め柔軟に対応していくことが重要であるとの発言があった。

これらの意見を踏まえ、西川学長から、本方針について教授会へ報告することとし、今後の運用状況や実績等を踏まえながら必要な検討を行っていく旨の発言があった。

審議の結果、原案どおり了承された。

**報告事項**

**１．令和 7 事業年度財務諸表の承認について**

木村財務課長から資料 8 に基づき、次の報告があった。

・令和 7 事業年度財務諸表については、令和 8 年 6 月 24 日開催の役員会において承認された後、文部科学大臣へ提出していたところ、令和 8 年 8 月 31 日付で承認されたこと。

・本件については、令和 8 年 9 月開催の大学運営会議及び経営協議会において報告済みであるが、役員会への報告は本日となったこと。

・財務諸表については、令和 8 年 10 月 16 日発行の官報に掲載されるとともに、本学ホームページにおいて公表する予定であること。

**２．令和 8 事業年度中間決算について**

木村財務課長から資料 9 に基づき、次の報告があった。

・令和 8 事業年度中間決算見込について、収入 346 億 8,800 万円、支出 341 億 6,300 万円となり、収支差額は 5 億 2,500 万円のプラスとなる見込みであること。

・収入面では、授業料等減免の実施に伴い授業料、入学料及び検定料収入が減少する一方、同額が補助金収入として措置されることから、実質的な影響はないこと。附属病

院収入については、診療報酬改定の影響等により 278 億 200 万円を見込み、当初予算を約 11 億 8,500 万円上回る見込みであること。また、病床数適正化事業補助金等の交付により、補助金収入も当初予算を上回る見込みであること。

・病床稼働率については、当初予算で見込んだ 87.0％を下回る 86.3％を見込んでいるものの、診療報酬改定の影響等により、入院単価及び外来単価が上昇し、附属病院収入は増加する見込みであること。

・支出面では、教員、事務職員、医療職員及び看護職員等の欠員により、人件費は当初予算を約 2 億 7,000 万円下回る見込みであること。

・患者医療費については、当初予算で見込んだ割合を下回る水準で推移しており、当初予算額との比較では増加しているものの、所要額ベースでは概ね想定の範囲内で推移していること。

・当初予算では約 7 億 4,200 万円の収支不足を見込み、一部経費の配分を留保していたが、診療報酬改定の影響、附属病院収入の増加及び人件費執行残等により、当初予算上の不足額を解消するとともに、5 億 2,500 万円の余剰金を確保できる見込みとなったこと。

・当初予算と中間決算見込との差額分析では、収入は約 12 億 2,800 万円増加し、支出は約 7 億 300 万円増加した結果、差引き 5 億 2,500 万円の収支改善となったこと。また、収支改善の主な要因は附属病院収入の増加によるものであること。

・令和 12 年度までの収支シミュレーションでは、令和 9 年度までは一定の改善が見込まれるものの、現時点の試算では、その後は赤字基調となる見込みであること。一方で、人事院勧告への対応、運営費交付金制度の見直し及び診療報酬改定等の影響により、今後の収支は変動する可能性があること。

・資金推移シミュレーションでは、令和 12 年度末時点まで資金ショートは生じない見通しであるものの、人件費の増加等により今後の財務状況が大きく変動する可能性があること。

・第 2 期病院再開発事業については、概算で 485 億円から 555 億円程度の事業費を要する見込みであり、将来世代の負担を軽減するため、計画的な資金確保を進める必要があること。また、大型医療機器及び設備更新への対応も今後の重要課題であること。

・今回見込まれる余剰金については、①医療機器等の設備更新、②第 2 期病院再開発事業に向けた引当特定資産への積立、③病床高稼働を維持するための体制整備、④動物実験施設ラックケージ整備、⑤学長・病院長裁量経費の充実を主な活用案として検討していること。また、今後の収支変動に備え、一定額を予備的に確保する必要があること。

続いて、西川学長から、診療報酬改定の影響等により附属病院収入が改善しているものの、人員不足の状況は継続しており、とりわけ事務部門への負担が大きくなっているとの発言があった。

これに対し、佐古理事から、減価償却費が病院規模に比して低い水準となっている理由について質問があり、木村財務課長から、既存設備の償却が進んでいること及びリース機器の割合が高いことによる旨の説明があった。

また、佐古理事から、病床高稼働維持に向けた体制整備費の内容及び診療材料費の増加要因について質問があり、木村財務課長から、体制整備については処遇改善に限定せず、高稼働維持に資する取組全般を対象として検討する考えであること、診療材料費については当初見込みの範囲内で推移している旨の説明があった。

さらに、佐古理事から、今回の収支改善には人員不足による人件費執行残も含まれていることから、人員補充後の財務状況について十分留意する必要があるとの発言があった。

また、佐古理事から、診療報酬改定に伴う入院料の増額効果は大きく、病床稼働率が病院経営に与える影響は極めて大きいとの発言があり、東理事から、引き続き病床高稼働の維持に努めたい旨の発言があった。

続いて、余剰金の活用方法について意見交換が行われ、西川学長から、医療機器等の設備更新、第 2 期病院再開発事業に向けた積立及び動物実験施設ラックケージ整備については優先的に検討すべきとの発言があった。

これに対し、東理事から、病床高稼働の維持及び職員負担軽減の観点から、看護部における AI 勤務表作成システムの導入、小児精神医療への対応に向けた精神科病棟の機能強化及び診療収入増加に資する医療機器整備等について検討したい旨の発言があった。

また、佐古理事から、余剰金の活用に当たっては、各事業区分にとらわれることなく柔軟に予算配分を検討してはどうかとの発言があった。

さらに、東理事から、医療職員の研修及び資格取得支援についても検討する必要があるとの発言があり、西川学長から、教育研究活動への還元も含め、学長裁量経費及び病院長裁量経費の在り方について引き続き検討したい旨の発言があった。

以上の報告及び意見交換があり、余剰金の活用方法については、今後内容を精査した上で補正予算案を作成し、次回役員会において審議することとした。

**３．北海道と道内医育大学との連携と協力に関する協定書の締結等について**

西川学長から、令和 8 年 9 月 1 日に北海道知事、道内 3 医育大学の学長及び病院長が一堂に会し、「北海道と道内医育大学との連携と協力に関する協定」を締結した旨の報告があり、続いて東理事から資料 10 に基づき、次の報告があった。

- 本協定は、医師確保及び医師偏在対策をはじめとする地域医療を取り巻く諸課題について、北海道と道内 3 医育大学が認識を共有し、連携・協力しながら課題解決に向けた協議及び検討を行うことを目的として締結したものであること。
- 本協定の締結は、令和 6 年 12 月に厚生労働省が公表した医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ及び令和 8 年 4 月に示された特定機能病院の新たな承認要件を踏まえたものであり、都道府県と大学病院等との緊密な連携体制の構築が求められていること。
- また、令和 7 年度大学病院機能強化推進事業の公募においても、大学と自治体のトップが参加する協議の場の設置が要件とされていたことから、道内 3 医育大学が連携して北海道へ働きかけを行い、本協定の締結に至ったこと。
- 本協定に基づき、各大学の医師派遣状況に関する情報を集約・共有し、医師派遣の実態を見える化するとともに、北海道が保有する医療データ等も活用しながら、医師少数

区域等への効果的な医師派遣方策について検討すること。

・協定に基づく主な連携事項として、①各大学の医師派遣情報の集約及び共有、②医師少数区域等への効果的な医師派遣方策の検討、③北海道の地域医療に高い関心を持つ医師の養成及び定着に向けた取組、④その他必要な事項に関する協議を実施すること。

・今後、北海道、道内 3 医育大学等で構成する協議体を設置し、具体的な取組について協議を進める予定であり、北海道医師会の参画も予定されていること。

続いて、東理事から、本協定により医師派遣状況等の情報共有が進み、北海道全体の医師配置の在り方や地域医療提供体制について、関係機関が一体となって議論できる体制が整ったこと、また、地域医療構想や医師偏在対策を進める上で重要な枠組みになるとの説明があった。

また、西川学長から、本協定は北海道医療計画や今後の地域医療構想とも密接に関連するものであり、道内 3 医育大学と北海道が連携して地域医療の課題解決に取り組むための重要な仕組みであるとの発言があった。

さらに、東理事から、道内 3 医育大学が連携しながら急性期医療を担う拠点病院への支援を進めるとともに、本学が推進しているリレー式医師派遣の考え方も活用しながら、地域医療の維持・確保に取り組んでいく旨の発言があった。

## ４．その他

### １．次回役員会開催予定

令和 8 年 11 月 11 日（水）教育研究評議会終了後から、次回の役員会を開催すること。